

別記様式第1号

受付日	令和 年 月 日	受付番号	
-----	----------	------	--

許可
 特殊車両通行 認定 申請書 (新規、更新、変更)

令和 年 月 日

柏原市道路管理者

柏原市長様 下

通行開始日	令和 年 月 日
通行終了日	令和 年 月 日

住所
 会社名・氏名

車種区分	
車両番号等	車名及び型式
他 台	-----
他 台	-----

代表者名 Tel
 担当者名 Tel

積載貨物	幅	高さ	長さ	品名
	cm	cm	cm	

車両 緒 元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	kg	cm	cm	kg	cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	cm	cm	cm	kg	kg

通行区分	往復 片道	通行経路数	経路	通行経路は裏面記入
------	-------	-------	----	-----------

更新又は変更経緯

申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時					
前回					

許可証 第 号
 特殊車両通行 認定書 令和 年 月 日

許可
 申請のとおり 認定 する。ただし、別紙の条件に従うこと。

許可証 認定書の有効期限	自：令和 年 月 日
	至：令和 年 月 日

柏原市道路管理者
 柏原市長

通行経路記入欄

備考

[□] 申請書の記載要領

- 1 「許可 認定」及び「(新規、更新、変更)」については、該当するものを○で囲むものとし、変更の場合は変更事由(車両交換、車両台数の減、通行経路の変更等)を記載すること。
- 2 「車種区分」の欄には、「トラック」「建設機械」「セミトレーラ」「ポールトレーラ」「フルトレーラ」「ダブルス」等具体的に記載すること。
- 3 「車両番号等」の欄には、道路運送車両法により当該車両に取り付けられた自動車登録番号又は車両番号/自動車予備検査証番号を記載すること。
「車名及び型式」の欄には、道路運送車両法に基づき運輸大臣により指定された車名及び型式を記載すること。ただし、連結車にあっては、上段にけん引車(トラック、トラクタ)、下段に被けん引車(トレーラ)の登録番号等を記載すること。
- 4 「車両諸元」の欄中「最小隣接軸距」には、隣り合う車軸に係る軸距のうち、最も小さいものを記載すること。また、「隣接軸重」には、最小隣接軸距に係る軸重の和を記載すること。
- 5 「更新又は変更経緯」の欄中「車両台数」の欄には、トラック、トラクタ/トレーラの台数を記載すること。
- 6 「通行経路記入欄」については、出発地、主たる経由地、目的地を記載すること。なお、複数経路の場合は通し番号を付すこと。
- 7 申請書には、次の書類及び図面(以下「附属書類」という。)を添付すること。
 - (1) 道路運送車両法による自動車車検証の写し
 - (2) 車両の諸元に関する説明書
 - (3) 経路図及び経路表
 - (4) その他道路管理者が必要とする書類
- 8 更新又は変更の場合にあっては、附属書類の一部を省略することができる。

[□] 許可証又は認定書(以下「本証」という。)の取扱上の注意事項

- 1 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両には備え付けなければならない。
- 2 本証は、本証に記載された車両以外の車両に使用することはできない。
- 3 通行に際し、本証及び附属書類に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
- 4 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
- 5 本証及び附属書類に記載されている事項中車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
- 6 以上の各事項に違反した場合には、道路法の規定に基づき懲役又は罰金の刑に処せられることがある。

[□] 審査請求又は処分の取消しの訴え

この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に柏原市長に審査請求することができる(なお、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。)

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本証を受け取った日(当該処分につき、審査請求した場合においては、それぞれ、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、柏原市を被告として(訴訟において柏原市を代表する者は柏原市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、本証を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)